平成18年2月13日告示第18号

改正

平成19年2月16日告示第24号 平成19年4月1日告示第61号 平成21年12月28日告示第328号 平成22年4月1日告示第159号 平成23年6月1日告示第132号 平成24年9月1日告示第218号 平成26年4月1日告示第105号 平成27年4月1日告示第119号 令和3年12月1日告示第303号

長浜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長浜市が掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載物)

- **第2条** 広告を掲載することができるもの(以下「広告媒体」という。)は、次に掲げるもののうち広告掲載することがふさわしいと認められるものとする。
  - (1) 市が発行する印刷物
  - (2) 市ホームページ
  - (3) 公有財産
  - (4) その他市長が広告掲載を認めるもの

(掲載の範囲)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。
  - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (3) 政治性又は宗教性のあるもの
  - (4) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
  - (5) 美観風致を害するおそれがあるもの
  - (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - (7) この要綱による有料広告の掲載申込時において、納期限が到来している市税及び国民健康 保険料(税)の全部又は一部に未納があるもの
  - (8) その他、広告として不適当であると市長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告に関する基準は、別途定める。

(広告の掲載順序)

- 第4条 広告を掲載する優先順位は、次の順序とする。
  - (1) 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、公団、公益法人及びこれら に類するものの広告
  - (2) 法人その他の団体(前号を除く。)及び事業を営む個人で、市内に本社、支店、営業所、

店舗等を有するものの広告

(3) 前2号に該当しないものの広告

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、枠数、広告掲載料、広告の作成方法等は、当該広告媒体ごとに市長が別に定める。

(掲載希望者の募集)

- **第6条** 市長は、市ホームページ等により広告の掲載希望者(広告代理店を含む。)を公募するものとする。
- 2 前項にかかわらず、市長は、第4条に該当するものに対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み)

第7条 広告を掲載しようとするもの(広告代理店を含む。)は、有料広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告案を添えて、市長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

- 第8条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込み(以下「掲載申込み」という。)があったときは、その内容を速やかに審査し、必要があるときは申込者に修正を求め、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。この場合において、疑義が生じたときは、広告媒体の担当所管課等の長が関係課に協議するものとする。
- 2 前項に規定する広告掲載の可否決定を行うに当たり、同一広告募集枠に、第4条に規定する掲載の順位を同じくする複数の掲載申込みがあったときは、抽選により決定するものとする。
- 3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 4 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日まで に掲載しようとする広告の原稿又は広告物を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

**第9条** 広告掲載料は、掲載の決定後市長の指定する期日までに納付するものとする。ただし、市 長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

- 第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。
- 2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

- 第11条 市長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。
  - (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
  - (2) 指定する期日までに広告の原稿を提出しなかった場合
  - (3) 広告主又は広告内容が不適当と判明した場合
  - (4) 広告媒体の編集・発行上支障がある場合

(広告掲載料の環付)

第12条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の長浜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱(平成 17年長浜市告示第40号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定により なされたものとみなす。

(6町編入に伴う経過措置)

3 虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町の編入の日の前日までに、高月町有料広告掲載の取扱いに関する要綱(平成18年高月町告示第42号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

**附 則**(平成19年2月16日告示第24号)

この要綱は、平成19年2月16日から施行する。

附 則(平成19年4月1日告示第61号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月28日告示第328号)

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

**附** 則(平成22年4月1日告示第159号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**(平成23年6月1日告示第132号)

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

**附 則**(平成24年9月1日告示第218号)

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

**附 則**(平成26年4月1日告示第105号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**(平成27年4月1日告示第119号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**(令和3年12月1日告示第303号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(長浜市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部改正)

2 長浜市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱(令和3年4月1日告示第104号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第3条第2項各号に該当するものは、対象としない」を「第3条第2項で定める基準を適用する」に改める。